

旧広島市民球場跡地イベント広場
命名権取得者公募要項

令和4年3月

広島市

目 次

1	公募の趣旨	P 1
2	対象施設	P 1
3	応募資格	P 1
4	応募内容等	P 1
5	契約条件等	P 1
6	応募書類の提出等	P 2
7	命名権導入に伴う名称看板の変更等	P 3
8	選考方法	P 4
9	応募の秘密保持及び選考結果等の公表	P 4
10	契約の締結及び解除	P 5
11	その他	P 5

別紙 1 (施設概要)

別紙 2 (指定管理者の事業目的一覧)

別紙 3 (看板設置箇所)

別紙 4 (応募書類一覧表)

様式集

様式 1 (命名権取得応募申込書)

様式 2 - 1 (応募者の概要・法人用)

様式 2 - 2 (応募者の概要・法人以外用)

様式 3 (役員名簿)

様式 4 (過去の法令違反の状況)

様式 5 (社会貢献及び地域貢献活動の状況)

様式 6 (質問書)

関係要綱等

広島市広告掲載要綱

広島市広告掲載基準

1 公募の趣旨

令和5年3月31日の供用開始を予定している旧広島市民球場跡地イベント広場の維持・管理費等の財源を確保するため、命名権取得者を募集します。

2 対象施設

旧広島市民球場跡地イベント広場内で Park-PFI によって整備される中央イベント広場（以下、「イベント広場」という。施設概要は別紙1のとおり）

（注1） イベント広場の呼称の提案を求めるもので、施設全体の名称（旧広島市民球場跡地イベント広場）を変更するものではありません。

（注2） 物販・飲食等の民設民営の施設群の名称は、施設の整備を行う事業者（NEW HIROSHIMA GATEPARK）（以下、「整備事業者」という。）にて別途検討中です。

3 応募資格

- (1) 命名権料を支払う能力があること。
- (2) 広島県内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事業所を有すること。
法人以外の者にあつては、応募者又は応募団体の代表者の住所地が広島県内にあること。
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。
 - ア 広島市広告掲載基準第2条に規定する規制業種又は事業者該当する者
 - イ 国税、都道府県税又は市町村税(※)の滞納がある者
※ 本社が広島県外にある法人の場合：本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに広島県税及び広島県内の市町村税
 - ウ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件のいずれかに該当していると認められる者
 - エ 指定管理者の主たる事業目的等と競合関係※にない者（指定管理者の主たる事業目的等一覧は別紙2のとおり）
※「競合関係」とは、指定管理者の主たる事業目的等と競合する事業に係る収入が営業収入の5割超を占める場合をいう。

4 応募内容等

- (1) 呼称案及びその理由
- (2) 1年当たりの契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 呼称使用希望期間

5 契約条件等

- (1) 呼称
 - ア イベント広場に対して、企業名、商品名（ブランド）等を付けることができます。
 - イ 指定管理者の主たる事業目的等と競合する企業の名称等を呼称として使用することができません。
 - ウ 一般に、使用の目的（例：〇〇広場）が分かる呼称としてください。施設全体を示すような表現（〇〇公園、〇〇パーク）は使用できません。

エ 広島市広告掲載要綱第5条並びに広島市広告掲載基準第3条及び第4条で広告掲載を行わないことが規定されている内容に該当する呼称は使用できません。

オ 呼称は、後記8(1)の選考委員会による命名権取得候補者の選考の後、必要な場合は、部分的な修正を依頼することがあります。

カ 決定した呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

キ 契約期間中の呼称変更はできません。

ク 呼称と競合する企業がスポンサーとなっているイベントにおいて、呼称が使用されない場合があります。

(2) 呼称使用期間

ア 呼称の使用開始日は、旧広島市民球場跡地イベント広場の供用開始日（令和5年3月31日予定）からとします。

イ 呼称使用期間は、応募者が提案した呼称使用希望期間とします。ただし、呼称使用期間は5年以上とします。

ウ 呼称の使用終了日は、年度末（3月31日）までとします。

エ 提案可能な終期は、指定管理者の指定期間の終期（令和24年3月31日）までです。（最大19年間）

オ 命名権取得者は、次期契約について、更新前の契約条件を基準として、経済事情等諸般の事情を考慮し、命名権取得者と市が協議の上、契約を更新することができます。

(3) 命名権料

ア 命名権料は、応募した契約希望金額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、契約希望金額は1年につき1,000万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を下回ることはできません。また、金銭だけでなく、物品や役務の提供等も可能ですが、価格換算して下限額以上に相当するものに限りします。

イ 命名権取得者は、契約期間中、各年度の命名権料を前年度の3月末までに支払うものとします。ただし、令和5年3月31日から使用を開始した場合の令和5年3月31日分については、契約希望金額を日割りした金額（1円未満の端数は切り捨て）に消費税及び地方消費税（1円未満の端数は切り捨て）を加えた額を令和5年2月末までに支払うものとします。なお、金銭の提供以外の方法による場合については、別途協議して定めるものとします。

6 応募書類の提出等

(1) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和4年5月31日(火)午後5時15分（必着）

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
土曜日、日曜日等の閉庁日は、受付を行いません。

ウ 提出方法 持参、郵送（特定記録郵便）又は宅配

エ 提出先 広島市都市整備局都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（本庁舎12階）
電話：082-504-2758 E-mail：toshi-k@city.hiroshima.lg.jp

オ 応募書類及び提出部数 別紙4のとおり

(2) 質問の受付等

本公募要項に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付期限

令和4年4月13日(水) 午後5時15分

イ 受付方法

質問書(様式6)により、電子メールにより提出してください。

ウ 回答方法

令和4年4月28日(木)までに、市ホームページに随時掲載します。

この回答は、本公募要項の追加又は修正とみなします。

7 命名権導入に伴う名称看板の設置等

命名権導入に伴う名称看板の設置等に係る主な留意事項については、次のとおりです。

- (1) 旧広島市民球場跡地イベント広場内に設置するイベント広場の呼称を明示する看板については、整備事業者が整備します。看板は事業区域内に1か所設ける予定で、場所は別紙3のとおりです。整備する看板の詳細については、命名権取得者決定後に整備事業者と命名権取得者間で協議のうえ、決定します。命名権取得者が、整備事業者の想定規模以上の看板を希望する場合など、設置する看板の内容によっては、命名権取得者に費用負担を求める場合があります。

なお、当該看板の維持管理に係る費用は命名権者の負担とします。

- (2) イベント広場の呼称を明示する看板のほか、旧広島市民球場跡地イベント広場内に設置する施設案内板へのイベント広場の呼称の明示については、整備事業者が整備し、指定管理者が維持管理に係る費用を負担します。
- (3) 命名権取得者は、自己の費用負担により、市に対して新たな呼称看板の設置を提案することができます。イベント広場を来訪する多くの方々の利便性向上のため、中央公園内外を問わず、積極的に新たな看板を設置する提案を期待しています。
- (4) 広島市屋外広告物条例等に基づき、呼称看板の大きさ、色彩、設置場所などに一定の制限が生じるとともに、別途手続が必要となる場合があります。広島市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、申請の手続を命名権取得者、本市、整備事業者のいずれが行うときにも、命名権料とは別に申請手数料相当額を命名権取得者の負担とします。
- (5) 契約期間終了後の(1)~(3)の看板等の原状回復に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (6) 市は、命名権による呼称の使用に努めます。
- (7) 上記(3)の提案による敷地内外、道路標識等への新たな呼称看板の設置は、市や関係機関と協議の上、可能なものについて行っていただきます。また、その場合、市や関係機関が呼称表示を行い、実費を負担していただくことがあります。なお、中央公園内の呼称看板については、案内サインの統一性を図る観点から、園内全体のエリアマネジメントを担う協議会(令和4年7月設立予定)との協議・調整が必要となります。
- (8) 指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページの表示方法などについて

は、命名権取得者決定後に指定管理者と命名権取得者間で協議のうえ、決定します。

- (9) 呼称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、命名権取得者決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに呼称を表示することはできません。

8 選考方法

(1) 選考委員会の設置

- ア 命名権取得候補者の選考を行う選考委員会を設置します。
- イ 選考委員会は、提出された応募書類に基づいて命名権取得候補者の選考を行います。
- ウ 選考委員会は、応募者が1者である場合、又は失格その他の理由により1者となった場合においても、当該応募者の応募内容について、審査を行います。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は次のとおりです。

評価項目 (※)		配点
①適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況等 ・社会貢献及び地域貢献活動の状況 ・コンプライアンスに関する状況 	20
②名称	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の呼称としてのふさわしさ (市民にとって親しみやすいか、浸透しやすいか) 	20
③契約 希望金額	<ul style="list-style-type: none"> ・各応募者の契約希望金額と応募者中の最高契約希望金額との比率により算定する。 [計算式] $\text{契約希望金額} / \text{最高契約希望金額} \times 50 \text{点 (小数第2位を四捨五入)}$	50
④呼称 使用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・各応募者の提案期間と、応募者中の最長提案期間との比率により算定する。 [計算式] $\text{提案期間} / \text{最長提案期間} \times 10 \text{点 (小数第2位を四捨五入)}$	10
合計		100

※ 契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く額。物品や役務を提供する場合はそれらを価格換算した額）が1,000万円を下回る場合は、0点とします。

呼称使用希望期間が「5(2)呼称使用期間」に沿っていない場合は、0点とします。

評価項目のいずれか1項目に「0点」がある場合は、選考の対象外とします。

9 応募の秘密保持及び選考結果等の公表

(1) 応募の秘密保持

- ア 応募者名及び応募内容は、応募受付時から選考終了後においても、非公開とします。ただし、命名権取得予定者については、選考結果の発表においてその一部を公表します。
- イ 応募者は、市が命名権取得予定者を公表するまで、選考の公平性を確保するため、応募の事実及び応募内容を公表することはできません。
- ウ 選考委員会の選考内容は非公開とします。

(2) 命名権取得予定者の発表等

- ア 選考結果は、6月下旬頃を目途に全ての応募者に通知するとともに、7月頃を目途に公表します。

イ 公表内容は、命名権取得予定者の名称・所在地・代表者氏名、施設の呼称、命名権料、呼称使用期間とします。その他の応募書類の内容や命名権取得予定者に決定しなかった者の応募書類の内容については、公文書開示請求が提出された場合、広島市情報公開条例に基づき取り扱います。

ウ 選考委員会の審査内容及び選考結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

10 契約の締結及び解除

- (1) 命名権取得予定者を公表後、速やかに市と命名権取得予定者の間で契約を締結します。
- (2) 命名権取得予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
 - ア 前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになったとき。
 - イ 社会的に著しい不祥事を起こしたときや反社会的行為を行ったとき、又は明らかに当該行為を行ったと類推されることにより呼称の使用が困難になったとき。
- (3) 契約を締結した後であっても、契約に違反したとき又は上記(2)ア若しくはイに該当した場合は、契約を解除します。その場合においては、既納の命名権料は返還しません。

11 その他

- (1) 応募しようとする者は、受付期間内に全ての応募書類を提出してください。なお、応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 応募を辞退する場合は、都市整備局都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当に連絡の上、速やかにその旨を書面で提出してください。ただし、提出された応募書類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 次の要件に該当した場合は失格とし、選考審査の対象外とします。
 - ア 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 公募要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
 - ウ 応募書類が受付期間を経過した後に提出された場合
 - エ 応募日以降において、前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになった場合
 - オ 前記9(1)の応募の秘密保持に関する規定に違反した場合
 - カ その他不正行為があった場合
- (4) 応募者は、応募を行ったことにより、本公募要項の各条件を受諾したものとみなします。